

(4) 都道府県においては、検証結果について、国に報告するものとする。

なお、国においては、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証作業を行っているが、児童福祉法第8条第6項においては「社会保障審議会及び児童福祉審議会（都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会）は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない」とされている。

## 9 児童相談所又は市町村等による検証

(1) 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加・協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。この場合、都道府県が当該検証作業に参加・協力することも必要である。

(2) 児童相談所や市町村等が実施する検証は、事例に直接関係していた当事者間による内部検証であり、事例を通じて自己点検を行い、機関内における再発防止策を検討したり、都道府県の検証結果を受けて具体的に実施すべき改善策を検討したりするものであることから、第三者による外部検証を念頭に置いた検証とは性質を異にするものであるが、7の検証方法等については、その趣旨に沿って、検証が実施されるのが望ましい。

## 第2 検証の進め方

### 1 事前準備

#### (1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は児童記録票等を通じて、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。

- ・ 死亡した児童及び家族の状況や特性、死亡時点における家族関係及び家族の歴史、経済状況等（特に乳幼児の事例については、妊娠期からの情報やきょうだいの妊娠期の情報）
- ・ 死亡に至った経緯
- ・ 児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）
- ・ 市町村の関与状況等
- ・ その他の関係機関の関与状況等

#### (2) 資料準備

ア (1) で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。

「事例の概要」には、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。

イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。（乳幼児の事例については、母子保健体制に関するものも含む。）

- ・ 各児童相談所、市町村児童福祉担当等の組織図
- ・ 職種別スタッフ数
- ・ 相談件数
- ・ 相談対応等の概要
- ・ その他必要な資料

ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。

エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。

## 2 事例の概要把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。

### (1) 確認事項

ア 検証の目的

イ 検証方法（関係機関ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、提案事項の検討、報告書の作成等）

ウ 検証スケジュール

### (2) 事例の概要把握

ア 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。

イ 疑問点や不明な点を整理する。

## 3 事実関係の明確化

事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。

### (1) 関係機関ごとのヒアリング

ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。

イ ヒアリングの対象者は、関係機関の所属長あるいはそれに準ずる者とし、必要と状況に応じて、事例を直接担当していた職員を対象とする。転居している事例の場合は、転居前の住所地の関係者も対象とする。

ウ ヒアリングは、状況に応じて本庁等で実施するか、あるいは、検証委員及び事務局が現地に赴き実施する。

エ ヒアリングでは、それまでに確認した事例の概要では不明な点や、事例に直接関わった機関の所属長あるいは担当職員の意見を客観的に聴取し、事例の全体像及び関係機関との関与状況をさらに詳細に把握していく。

オ 事務局は、ヒアリングの内容について記録を作成するとともに、当初作成した「事例の概要」に、追記していく。

カ ヒアリングは、個人の責任追及や批判を行うためのものではなく、再発防止に資する改善策を見いだすために行うものである。また、事例を担当していた職員の心理的支援について必要に応じて組織的に取り組むことも必要である。

## (2) 現地調査

ア 児童の生活環境等を把握するために、必要に応じて検証委員による現地調査を実施する。

イ 事務局は、現地調査の結果について記録を作成する。

## (3) その他

保護者が起訴された事件については、裁判の傍聴や訴訟の記録を閲覧請求することも必要である。

## 4 問題点・課題の抽出

関係機関ごとのヒアリング等により、事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事例が発生してしまったのか、事例が発生した背景（家族の状況を含む。）、対応方法、関係機関の連携、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

## 5 提言

事例が発生した背景、対応方法、関係機関の連携、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、実行する機関名や提言への取組開始時期、評価方法等を明記するなど、具体的な対策を提言する。

なお、行政機関の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言し、検証の全体の終結を待たずに、必要な施策を講じることも考える必要がある。

## 6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

### （1）報告書の作成

ア 報告書の骨子について検討する。

イ 報告書に盛り込むべき下記内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の案案を作成する。盛り込むべき内容例としては、次のものが考えられる。

- ・ 検証の目的
- ・ 検証の方法
- ・ 事例の概要
- ・ 明らかとなった問題点・課題
- ・ 問題点・課題に対する提言（提言）
- ・ 今後の課題
- ・ 会誌開催経過
- ・ 検証組織の委員名簿
- ・ 参考資料

ウ 検証組織において、報告書の内容を検討、精査する。

エ 検証組織は報告書を都道府県に提出する。

### （2）公表

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されていることから、検証結果は公表すべきである。公表にあたっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。なお、公表の際には厚生労働省に報告書を提出する。

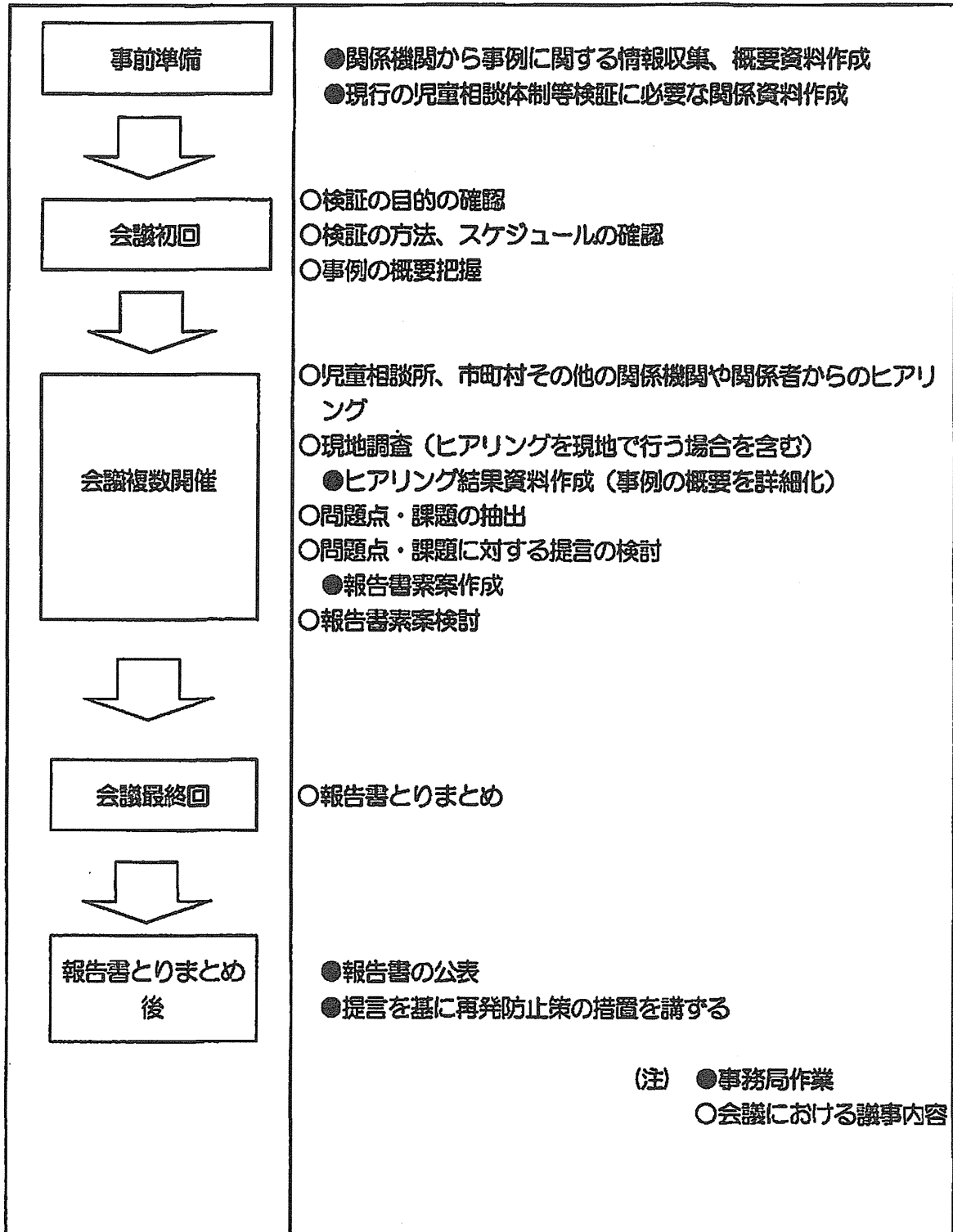
### （3）提言の実施状況

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に定期的に報告し、検証組織は、報告を受けた内容について評価する。

別添

【参 考】検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する



《生存》男児：2件 女児：2件 【死亡】男児：5件 女児：10件 【性別不詳】：2件 合計＝21件

【注】:太字と番号付け、氏名の記号変換は矢満田

①	4月		女児			死亡	福岡県	
②	5月	男児				死亡	福岡県	母親逮捕
③	"	男児			生存		愛知県	養子縁組里親へ委託
④	"		女児			死亡	愛媛県	
⑤	6月	男児				死亡	愛知県	母親逮捕
⑥	"		女児		生存		福島県	
⑦	7月			性別不詳		死亡	大阪市	母親逮捕
⑧	8月	男児				死亡	神奈川県	
⑨	"		女児			死亡	三重県	母親逮捕
⑩	"	男児				死亡	静岡県	
⑪	"			性別不詳		死亡	静岡県	男女逮捕
⑫	"		女児		生存		千葉県	男女逮捕
⑬	"		女児			死亡	埼玉県	
⑭	"		女児			死亡	広島県	女子高校生から事情聴取
⑮	9月		女児			死亡	茨城県	
⑯	"		女児			死亡	名古屋市	
⑰	"	男児				死亡	東京都	母親逮捕
⑱	"		女児			死亡	神戸市	
⑲	10月		女児			死亡	大阪府	
⑳	11月		女児			死亡	茨城県	女子高校生逮捕
㉑	"	男児			生存		三重県	

① 2012.4.2 【産経新聞】 生後間もない女児遺体 福岡の海岸

2日午前6時25分ごろ、福岡県古賀市古賀の海岸の波打ち際で、散歩をしていた男性(78)が生後間もない女児の遺体を発見、近くにいた男性(63)を通じ110番した。  
粕屋署によると、女児は目立った外傷がなく、裸でへその緒が付いていた。うつぶせの状態では海水にぬれていたという。同署は、死体遺棄事件として捜査している。

② 2012.5.3. 【朝日新聞】 公園に赤ちゃんの遺体 死後数日経過、福岡・久留米

3日午前11時50分ごろ、福岡県久留米市諏訪野町の諏訪野町公園で、白いポリ袋のようなものに入れられた赤ちゃんの遺体が見つかった。  
袋は公園内にある池に渡された遊歩道に置かれていて、釣りに訪れた男性が見つけて久留米署に通報した。署によると、赤ちゃんは生後まもない男児で、死後数日がたっているという。

【続報】 2012.5.16.【毎日新聞】 死体遺棄 新生児を 容疑の母親逮捕 福岡・久留米署

福岡県警久留米署は15日、新生児の遺体を捨てたとして、同県久留米市諏訪野町、飲食店従業員で母親の〇〇〇子容疑者(21)を死体遺棄容疑で逮捕した。  
逮捕容疑は2月24日ごろ、生まれて間もない男児の遺体を自宅でビニール袋などに入れてベランダに隠し、5月2日午前5時ごろ、自宅近くの公園の池に捨てたとしている。  
同署によると、伊藤容疑者は母と妹の3人暮らし。容疑を認めており「自宅で産んだ」と供述している。

③ 2012.5.4.【中日新聞】 小牧の公園に赤ちゃん置き去り

3日午後9時10分ごろ、愛知県小牧市野口柿花の公園「野口緑地」に赤ちゃんがいると女性の声で通報があった。市内の病院に運ばれ、命に別条はない。小牧署は保護責任者遺棄容疑で捜査している。  
小牧署によると、赤ちゃんは生後1日ほどの男児で、へその緒がついたまま。公園の男子トイレの出入口の床に、白い肌着、紙おむつをして青いバスタオルにくるまれて置かれていた。身長48・4センチで体重3192グラム。10分後に消防が駆け付けた時には赤ちゃん以外に誰もいなかった。  
《矢満田付記》所轄する愛知県の児童相談所は、即日、特別養子縁組希望の里親へ委託決定。  
小牧市長は、児童相談所長の依頼に同意して、里親が希望する名前を戸籍簿に採用し命名。

④ 2012.5.22.【愛媛新聞】 西条の河口に乳児遺体、遺棄容疑で捜査

22日午前5時半ごろ、西条市大新田の新川河口で「赤ん坊らしきものが浮いている」と西条西署に通報

があった。署員が海に浮かんだ白いポリ袋から、乳児の遺体を発見した。

同署によると、女の子で、目立った外傷はなかった。近くの公園をボランティア清掃した女性(39)が、集めたごみを新川左岸のごみ捨て場に捨てようとして川を渡っていた際、堤防から約1メートルの浅瀬にポリ袋が浮かんでいるのを発見した。発見当時は干潮だった。遺体を司法解剖して死因などを調べる。

同署は死体遺棄容疑事件とみて、110人態勢で現場付近の聞き込みなどを続けている。現場はフジボウ壬生川工場の北側。

⑤ 2012.6.26.【時事通信】 乳児の遺体をごみ箱に＝遺棄容疑で母逮捕―愛知県警

出産したばかりの乳児の遺体を自宅のごみ箱に捨てたとして、愛知県警愛知署は26日、死体遺棄の疑いで同県東郷町御岳、派遣社員〇〇〇子容疑者(20)＝中国籍＝を逮捕した。同署によると、容疑を認めている。

逮捕容疑は25日午前、自宅アパートの室内で、出産したばかりの男児の遺体をポリ袋に包み、ごみ箱に捨てた疑い。

同署によると、乳児は体長約29センチ、体重約500グラム。司法解剖の結果、妊娠5?6カ月ぐらいで、死産の可能性が高いという。

⑥ 2012.6.30.【日テレ】 病院トイレに乳児置き去り 福島・郡山市

29日、福島・郡山市の病院のトイレで、生後まもない乳児が置き去りにされているのが見つかった。乳児の健康状態は良く、警察が母親を捜している。

乳児が見つかったのは、郡山市の総合南東北病院1階の女子トイレ。警察によると、29日午後5時過ぎ、トイレのベビーベッドに寝かされている乳児を女子事務員が発見、通報した。

乳児は女で、体重2724グラム、ピンク色のベビー服に紙おむつ、バスタオルにくるまれて、へその緒はついたままだったが健康状態は良いという。

警察は保護責任者遺棄容疑で母親を捜している。

⑦ 2012.7.18.【毎日新聞】 覚醒剤所持容疑の女:自宅に乳児遺体、「殺した」供述

大阪府警に覚せい剤取締法違反(所持)容疑で逮捕された大阪市浪速区の飲食店員の女(27)が調べに、「5年ぐらい前に産んだ子供を殺し、遺体を自宅マンションに隠した」と供述していることが18日、府警への取材で分かった。供述通り、自宅のクローゼットから生後間もない乳児の遺体が発見され、府警は殺人と死体遺棄の疑いで捜査を始めた。

捜査関係者によると、女は16日、府警浪速署に「覚醒剤を打った」と自首し、「子供を産んだが、泣きやまなかったので殺した」と供述した。府警が17日、女の自宅ワンルームマンションを家宅捜索して遺体を見つけた。タオルで巻かれた遺体がポリ袋に入れられ、旅行バッグの中に隠されていた。腐敗が激しく、死因や死亡時期は不明。性別も分からず、目立った外傷はなかったという。女は「風呂に沈めたり、口をふさいだりして殺した」と供述している。

女は事件当時から1人暮らしとみられ、乳児の出生届を出していない。出産直後に殺害した可能性が高い。死体遺棄罪の公訴時効は3年のため、府警は今後、遺棄した時期や殺害方法などを詳しく調べる。【向畑泰司、武内彩、深尾昭寛】

⑧ 2012.8.1.【毎日新聞】 死体遺棄:境川に乳児遺体??大和 神奈川

31日午前9時20分ごろ、大和市下鶴間の境川で、乳児の遺体が浮いているのを散歩中の男性(30)が発見した。大和署は死体遺棄事件として調べている。県警によると、乳児は身長約40センチの男児とみられ、裸の状態ではその緒が付いていた。頭部が一部損傷しているが、外傷が腐敗によるものかは不明。司法解剖を行い、死因などを調べる。現場は鶴間1号橋の下流約100メートル付近。【山田麻未】

⑨ 2012.8.7.【時事通信】 24歳の母逮捕＝ごみ集積場に乳児遺棄容疑 三重県警

出産した乳児の遺体をごみ集積場に遺棄したとして、三重県警大台署は7日、死体遺棄容疑で、同県大紀町滝原、母親の無職〇〇〇子容疑者(24)を逮捕した。容疑を認めているという。

逮捕容疑は6日夜、大紀町の自宅近くのごみ集積場に、ポリ袋に入れた女児の遺体を遺棄した疑い。

同署によると、〇子容疑者は7月末、自宅トイレで女児を出産し、女児は間もなく死亡した。同居家族には妊娠を隠していたという。

⑩ 2012.8.10.【読売新聞】 焼津駅トイレに乳児遺体

9日午前8時20分頃、焼津市栄町のJR焼津駅南口の女子トイレで、男の赤ちゃんの遺体が放置されているのを、通報を受けて駆けつけた焼津署員が見つけた。同署は何者かが遺体を持ち込んだとみて、死体遺棄容疑で捜査している。

同署の発表によると、清掃員が異臭に気付き、駅員を通じて焼津署に通報した。男児は生後間もないとみられ、バスタオルのようなものにくるまれてトイレ入り口近くのごみ箱に入れられていた。男児に外傷はな

く、トイレ内で出産した痕跡も見当たらなかった。JR東海静岡支社によると、トイレは改札外にあり、24時間誰でも出入りできる。トイレは1日3回清掃しており、8日午後7時頃の清掃の際には異常はなかったという。同署は遺体を司法解剖して死因を調べるとともに、周辺の防犯カメラの解析を進める。

⑪ 2012.8.13.【読売新聞】 乳児の遺体捨てた疑い 母親と交際相手の男逮捕

産後間もない乳児の遺体を捨てたとして、浜北署は11日、浜松市浜北区八幡、自称介護施設職員〇〇〇子容疑者(36)と、交際相手の同区貨布柵、会社員◇◇◇男容疑者(38)を死体遺棄の疑いで逮捕した。

発表によると、両容疑者は共謀し、今年7月下旬頃、〇子容疑者が自宅で出産した乳児を同市内の山中に遺棄した疑い。〇子容疑者は容疑を認めているが、◇男容疑者は否認しているという。〇子容疑者は7月30日頃に産し、◇男容疑者が乗用車で遺体を運んだとみられている。死産だったとみられ、遺体は見つかっていない。

今月3日、〇子容疑者が体調悪化で市内の病院に救急搬送された際に、出産した様子に気づいた医師が事情を聞いたところ、「自宅で産んで山に埋めた」と説明したため発覚した。同署は、遺棄の状況などについて両容疑者を追及している。近くに住む女性(72)は「子どもをとともかわいがっていたので、まさかと思った」と驚いていた。

浜松市児童相談所が、事件以前から、関わりが必要だとして〇子容疑者に話を聞くなどしていたことが、読売新聞の調べで分かった。同市などによると、同相談所は事件以前に、〇子容疑者と生活していた別の子供について「保護の必要がある」と判断し、一時保護の措置を取ったという。その後も定期的に〇子容疑者から生活の様子などを聞いていたが、「順調に生活しているように見えた」(担当者)という。また、◇男容疑者の存在は「把握していなかった」(同)とし、〇子容疑者の妊娠にも気付かなかったという。事件後、〇子容疑者と一緒に生活していた3人の子供は、同相談所が一時保護の措置をとった。

⑫ 2012.8.18.【産経新聞】 千葉市役所に生後数日の乳児置き去り

18日午前9時ごろ、千葉市中央区千葉港の同市役所で、屋外喫煙所を利用しようとした男性が、付近の路上にパスタオルで包まれた乳児が置き去りにされているのを発見し、警備員を通じて110番通報した。

県警千葉中央署によると、乳児は生後数日とみられる女児で身長約50センチ、へその緒が付いた状態で、裸に灰色と青色の柄のパスタオルが巻かれていた。低体温症と軽い肺炎とみられる症状があるが、命に別条はないという。

17日午後5時ごろの巡回では乳児の姿はなかったという。同署で保護責任者遺棄事件として調べている。

【続報】

2012.8.30.【読売新聞】 千葉市にも赤ちゃんポストがあると…置き去り男女

千葉市役所に生後間もない女児が置き去りにされた事件で、千葉県警千葉中央署は29日、いずれも旭市、大工◇◇◇男(36)、無職〇〇〇子(21)の両容疑者を保護責任者遺棄容疑で逮捕した。

発表によると、2人は18日午前8時55分頃、千葉市中央区千葉港の同市役所敷地内の屋外喫煙所に、生まれたばかりの女児を置き去りにした疑い。〇子容疑者は同日午前5時頃、自宅で女児を出産。「経済的に育てる余裕がない」と置き去りにしたが、19日に市役所に「赤ちゃんをかえしてください」と電話があったため、同署が裏付けを進めていた。

調べに対し、2人は「千葉市役所に赤ちゃんポストがあると勘違いしていた」などと話しているという。

⑬ 2012.8.19.【産経新聞】 水路に乳児の遺体 埼玉県川口市

18日午後10時25分ごろ、埼玉県川口市河原町の洪水防止水路で、生後間もない女児の遺体が浮かんでいるのを、近くで釣りをしていた男性(38)が見つかり、110番通報した。

川口署によると、遺体は身長約50センチ。治水施設の下流約300メートルで、おおむけの状態で見つかった。衣服は身に着けておらず、目立った外傷はなかった。同署は司法解剖し、死因や事件性の有無を調べる。

⑭ 2012.8.24.【時事通信】 フードコート床に乳児の遺体=女子高生から事情聴く—広島県警

24日午後5時半ごろ、広島市南区松原町のショッピングモール11階にあるフードコートの店舗従業員から「店の隅に赤ちゃんが遺棄されている」と110番があった。広島東署員が駆け付けたところ、生後間もない女児が裸のまま床の上で死亡していた。同署は死体遺棄事件とみて調べている。同署によると、女性清掃員が店内のトイレに血液が付着しているのを見つけ、床に落ちていた血をたどって行き女児を発見、従業員に伝えたという。身長は約25センチで、へその緒が付いていた。

同署は、女児の発見後、現場近くから救急搬送された女子高校生(17)から事情を聴いている。

⑮ 2012.9.8.【時事通信】 コインロッカーに乳児遺体=茨城

8日午前9時55分ごろ、茨城県つくば市吾妻の「つくばエクスプレス」つくば駅の地上部分にあるターミナルのコインロッカーから、生後間もない女児の遺体が見つかった。腐敗が進んでおり、県警つくば中央署は司法解剖して身元を確認するとともに、死体遺棄容疑で調べる。



⑯ 2012.9.16.【毎日新聞】 死体遺棄:へその緒ついた女児、名古屋港に

16日午前8時25分ごろ、名古屋市港区の名古屋港金城ふ頭で、岸壁約1メートルの海上に赤ちゃんの遺体が浮いているのを、接岸しようとした貨物船の乗組員が見つけ、110番した。愛知県警名古屋水上署によると、生後間もない女児で、へその緒と胎盤がついたままだった。同署は死体遺棄容疑で捜査している。調べでは、女児は身長約50センチで、外傷はなかった。死後数日経過しているとみられ、17日に司法解剖して死因などを調べる。【河出伸】

⑰ 2012.9.19.【産経新聞】 冷蔵庫の男児遺体、住人の女を逮捕「どうしていいか分からず隠した」

東京都豊島区巢鴨のマンションの一室で19日未明、冷蔵庫の中から生後間もない男児の遺体が見つかった事件で、警視庁巢鴨署は同日、死体遺棄容疑で、住人の無職、〇〇〇子容疑者(42)を逮捕した。同署によると、「17日未明に自宅居間で男児を生んだ後に失神し、気付いたら死んでいた。どうしていいか分からず、冷蔵庫の中に隠した」と供述している。逮捕容疑は、17日に自宅マンションで、男児の遺体をタオルや紙袋に包むなどして、冷蔵庫の中に遺棄したとしている。同署は司法解剖を行い、詳しい死因を調べるとともに、保護責任者遺棄致死容疑での立件を視野に捜査する。

⑱ 2012.9.27.【読売新聞】 へその緒ついたまま…乳児遺体、ゴミ集積場に

27日午前1時30分頃、神戸市北区有野中町3のゴミ集積場でポリ袋に入った生後間もない乳児の遺体を近くの男性(72)が発見、兵庫県警有馬署に届けた。同署が死体遺棄容疑で捜査している。発表によると、遺体は女児で身長約50センチ、体重約3000グラム。全裸で、へその緒がついたままだった。目立った外傷はなく、同署は司法解剖して死因を調べる。

⑲ 2012.10.13.【朝日新聞】 用水路に乳児の遺体 生後1~2カ月の女児 大阪・柏原

13日午後4時ごろ、大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目の用水路に死体のようなものがあると、通行人から110番通報があった。府警柏原署員が乳児の遺体を確認、死体遺棄事件として捜査を始めた。柏原署によると、遺体は生後1~2カ月の女児で、身長約60センチ。目立つ外傷はないという。幅約4メートル、深さ約2メートルの用水路の水深数センチのところに、横向きで倒れていた。衣服は身につけておらず、死後1週間から10日程度という。同署は司法解剖し、死因を調べる。

⑳ 2012.11.2.【毎日新聞】 乳児遺体:日立の駐車場で発見 死後間もなく外傷なし 茨城

1日午後0時40分ごろ、日立市河原子町の駐車場で、生後間もない乳児の遺体を近くに住む男性会社員(33)が発見した。検視の結果、遺体は女児と判明。日立署は死体遺棄事件として捜査しており、近く司法解剖して詳しい死因を調べる。同署によると、男性が近くの別の駐車場前を歩いて通りかかった際、路面に駐車場の物置付近まで続く血痕のようなものを見つけ、遺体を発見した。遺体は物置と回りを囲むブロック塀との隙間(すきま)(幅約1メートル)で、うつぶせの状態で見つかった。へその緒が付いたまま腐敗も進んでおらず、死後間もないと見られる。検視の結果、目立った外傷などはなかった。遺体が見つかった駐車場は、近くのマンションの住人などが利用しているという。

【続報】 2012.11.06. 毎日新聞 日立の乳児遺体:死体遺棄容疑、高2の少女を逮捕 /茨城

日立市の駐車場で1日、生後間もない女児の遺体が見つかった事件で、日立署は5日、市内に住む県立高校2年の少女(16)を死体遺棄容疑で逮捕した。少女は「捨てたのは間違いなし」と容疑を認めている。

㉑ 2012.11.23. 中京TV【三重】 路上に生まれたばかりの男の乳児が放置 へその緒がついたまま

23日朝、三重県桑名市の道路上に生まれたばかりの男の赤ちゃんが捨てられているのが見つかった。発見が早く、赤ちゃんは元気で命に別条はないという。赤ちゃんが捨てられていたのは桑名市松ノ木の県道の歩道上で、通勤途中の男性が見つけ、110番通報した。救急車がかけつけ、赤ちゃんは四日市市内の病院に収容されたが、赤ちゃんは元気で、命に別条はないという。赤ちゃんは生まれたばかりで、へその緒がついていた。おむつをあてただけで、上半身は裸のままだったという。警察は、女性が産んだ直後に赤ちゃんを道路上に捨て、そのまま姿を消したものとみて、保護責任者遺棄の疑いで捜査している。

作成者 社会福祉士 矢満田 篤二

雇児総発 1101 第 3 号  
平成 24 年 11 月 1 日

各 { 都 道 府 県  
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、最近、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が続いて発生している。

虐待を受けて保護された児童が、措置解除等により親元に戻った後、虐待が再発し、尊い命が失われたことを重く受け止め、貴職におかれては、下記のとおり、改めて児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

#### 記

##### 1 家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施

一時保護の解除や措置解除等に当たっては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）でこれまでも述べられているとおり（別添参照）、①保護者指導の効果や児童の心身の状況等を十分に踏まえ慎重に判断すること、②保護者や養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてアセスメントを行い、児童が入所する施設や地域の関係機関との協議により判断することが必要であり、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助について定めた「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成 20 年 3 月 14 日付け雇児総発第 0314001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた対応の徹底をお願いする。

また、一時保護の解除や措置解除等により児童が家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や児童の安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要であることから、補助職員の配置等による体制強化や、職員の資質向上や関係機関との連携強化のための研修の実施等についても、『安心こども基金』の「児童虐待防

「止対策緊急強化事業」を活用するなどして取組を図るようお願いする。

## 2 施設等から家庭復帰した事例の再確認

虐待又は養育困難を理由とする児童福祉施設への入所措置等（里親等への委託を含む。）の解除又は措置変更（以下「措置解除等」という。）により児童が家庭復帰した事例については、以下に留意の上、児童相談所においてそれぞれ児童の安全確認や対応状況等の再確認をお願いする。

### (1) 児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例

児童虐待等の事例については、ガイドラインにおいて、家庭復帰後も、当面の期間、当該家庭の状況の変化を即座に把握し対応するため、一定期間（少なくとも6か月程度）は児童福祉司指導措置等又は継続指導を採ることとされている。

したがって、児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例については、これまでの指導の経過や措置解除等をした際の状況を確認し、必要に応じて家庭訪問や児童の安全確認を行うこと。

もとより、児童が家庭復帰した場合には、関係機関と連携の上、当該家庭の状況や児童の安全についての確認を継続的に行い、家族構成や養育環境の変化を的確に捉え、状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うほか、必要に応じて一時保護や再度の入所措置等についても検討することが必要である。このため、ガイドラインの別表「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」や貴自治体におけるアセスメントシート等により、家庭復帰を決定した時点の当該家庭の状況から、家族構成や養育環境に変化が生じるなどしていないか確認すること。

### (2) 市町村において対応中の事例

ガイドラインにおいては、措置解除等により児童が家庭復帰した事例について、児童相談所による一定期間の指導実施後、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととされている。

引継ぎにより市町村が対応している事例については、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を活用するなどして当該家庭の現状を重点的に情報共有した上で、児童相談所による対応の必要性を確認し、積極的に役割を担うこと。

### (3) 特に留意すべき事例

家庭復帰後に虐待が再発した場合に、短期間の不適切な養育や一度の暴行が即座に生命の危険に直結する乳幼児については特に留意し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、措置解除等により家庭復帰したものの、その後児童相談所において指導措置等が採られておらず、市町村へも引き継がれていない事例がある場合には、児童の安全を早急に確認するとともに、今後の援助方針について市町村と連携して決定すること。

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」  
(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)

第6次報告(平成22年7月)(抜粋)

3. 個別ヒアリング調査による事例調査の結果

(6) 入所措置解除(援助の終了)、再一時保護とアセスメント

(事例紹介)

- 施設入所等に反対する保護者や親族の抗議行動に抵抗しきれずに、家庭引き取りを主張する保護者のペースに巻き込まれ、家庭復帰を認めてしまった。
- 家庭復帰の条件の一つとして、ペアレントレーニングを終了しているが、措置停止して程なく子どもが虐待を疑うけがをした。しかし、措置解除の方針を見直すことはなかった。
- 措置解除後に度重なる怪我をしているが、再度、一時保護や措置を行うことについて検討されていなかった。

(ポイント)

- 保護者が攻撃的な場合であっても、裁判所の承認を得た児童福祉法第28条の措置で入所措置している事案については、児童相談所は子どもの安全を最優先して、毅然として保護者に対峙すべきです。
- 保護者や親族が強硬に引き取りを求めたとしても、家庭に戻ることが子どもの権利利益の保障につながると判断できない限り認めてはいけません。
- 家庭復帰を実現する手段としてペアレントレーニング等を実施する場合には、実施する前の保護者への動機付けと、復帰後の家庭支援がセットになってこそ効果を発揮するものであることを認識すべきです。
- 家庭復帰に向けての過程において、虐待が疑われる状況が発生した場合は、慎重にアセスメントを行い、漫然と家庭復帰を目指す方針を継続するのではなく、必要に応じて家庭復帰の延期、措置停止の中断、一時保護の開始を検討すべきです。
- 措置解除後であっても、子どもに受傷機転不明の怪我等が発生した場合には、速やかに一時保護することや、再度の措置についてもためらわずに行うべきです。
- 関係機関において、いわゆる「見守り」を実施する場合は、その実施機関・内容について、可能な限り具体的に書面に記載して、関係機関の間で共有すべきです。

### 【解説】

虐待の支援過程において施設入所等の措置を採った場合、親子関係の修復・改善が認められ、養育上の問題が改善されれば、子どもを家庭に復帰させることとなります。入所措置を解除するに当たっては、保護者指導の効果や子どもの心身の状況等を十分に踏まえ、慎重に判断することが求められます。特に、保護者等が虐待の事実を否定している場合や保護者等が子どもの引き取りを執拗に要求している場合は、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合もあることから、保護者指導の受け入れという事実だけをもって、家庭復帰の判断をしてはいけません。家庭復帰の判断は子どもの権利利益の保障が前提であり、それが担保できない場合は、家庭復帰の延期も考える必要があります。

家庭復帰に向けた取組みに関しては、厚生労働省が、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を示しており、この通知を参考にした取組みを行う必要があります。

この通知では、基本的な考え方において、保護者が虐待の事実と向き合い、家庭復帰できるのであれば子どもの福祉にとってもっとも望ましいことであるとする一方で、保護者に対する指導・支援の効果がないものまで家庭復帰をするべきでないと言明しています。また、この通知の「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」のチェックの観点では、保護者の項目において「虐待の事実を認めていること」を掲げており、家庭復帰の判断の要素となっていることに留意すべきです。

当然のことながら、措置停止中や措置解除後に事態の急変があれば、新たな措置を念頭にした方針を取るべきことは言うまでもありません。

また、関係機関で、いわゆる「見守り」を実施する場合、具体的な見守り内容が不明になりがちです。事態の変化があった場合でも見守りを継続していたといったケースもあることから、可能な限り、実施機関・内容を具体化して、それを書面に記載して関係機関の間で共有することが大切です。

## 5. 課題と提言

### (1) 地方公共団体への提言

#### 6) 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 保護者の執拗な引き取り要求や、保護者が形式的に保護者指導を受けている場合の慎重な家庭復帰判断の実施
- 家庭復帰に向けた援助の過程で虐待が疑われる状況が発生した場合のアセスメントと、必要に応じた家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施

(内容)

保護者が子どもの引き取りを強く希望している場合や児童相談所等の行政機関に強い不信感を持っている場合、保護者の一部には、子どもを返してほしいがために、形式的に児童相談所の指導に従っている場合もある。子どもの家庭復帰に向けた留意点は以下のとおりである。

- 子どもを家庭復帰させる場合の判断は、あくまでも子どもの福祉が最優先されるものであり、保護者の希望で判断されるべきものではない。
- 児童福祉法第 28 条による施設入所の期間の満了が迫っていたとしても、子どもの福祉が保障されないと認められる場合は、入所期限の更新の準備や更新が間に合わない場合は一時保護を検討することも必要である。
- 保護者に対する指導・支援の効果が確認できない場合は、家庭復帰を進めるべきでない。特に、保護者が虐待の事実を認めていない場合は、家庭復帰を進めるべきでない。
- 虐待の疑いが否定できない場合や、措置停止中や措置解除後に子どもに虐待が疑われる外傷が発生する等、事態が急変した場合には、家庭復帰をそのまま進めるのではなく、子どもを一時保護する等により、家庭復帰についてのアセスメントをやり直すべきである。

## 第7次報告（平成23年7月）（抜粋）

### Ⅲ 個別ヒアリングの調査結果

#### 2 虐待対応の問題点と対応のポイント

##### 7) 入所措置解除時のアセスメントと家庭復帰後支援

###### 事例

- 母親が産後うつにより育児困難であると両親から児童相談所に相談があり、乳児院に数か月間措置した。家庭復帰前の関わりは児童相談所が家庭訪問を1回、市町村の保健師が1度電話で母親と話しただけであった。家庭復帰直後に児童相談所と市町村の担当者が1回家庭訪問を行っているが、特に問題はないと判断し、困ったことがあれば連絡をもらうことにしていた。
- きょうだいも含め、入所措置及び措置解除が複数行われており、いずれの場合も、措置解除の判断根拠は、内縁の夫が虐待を認め改善したいという意志を表明したこと、子どもが家庭復帰を望んだこと、家庭復帰後の面接を確約できたことであった。  
家族についてのアセスメントは十分なされておらず、実母の依存的傾向やDVの存在の可能性について検討されていなかった。また、児童相談所だけで判断しており、精神保健や家族問題について知見を備えた専門家の助言を求めていなかった。

###### ポイント

- 措置解除決定に際し、保護者の表面的な態度により養育力を判断し家庭復帰の可否を決定するのではなく、なぜ入所措置することになったのか、何が原因で問題が生じているのか、根本的な解決が図られたかについて考えることが重要です。家族の心身状態や関係性、経済・社会活動の状況、ソーシャル・サポートなどの必要な情報を収集し、家族機能について複数の関係機関でアセスメントを行い、協議した上で決定しなければなりません。
- 家庭復帰後の援助方針、役割分担を関係機関で検討し、モニタリングの時期を決めて継続支援を行うとともに、支援の終了の判断は時間をかけて慎重に行う必要があります。家庭復帰後はハイリスクケースとして対応するほか、分離により阻害されていた愛着形成を図る支援を、時間をかけて行うことが重要です。
- 産後うつなどの精神症状があった場合には、妊娠期の精神状態や受診歴についての情報収集とともに、専門家（医師・保健師等）の判断を仰ぎ育児機能の評価を行うことが重要です。
- 養育者から連絡がある、家庭訪問等に受容的な場合でも、実際に抱えている問題の程度と一致しないことがあります。肯定的評価をして支援の必要はないと考えてはいけません。また、家庭復帰後訪問拒否等があった場合には、すぐに要保護児童対策地域協議会において複数の関係機関で支援方針を協議する必要があり、そのことを家庭復帰前に共通認識を図っておく必要があります。

###### 【解説】

第6次報告でも「入所措置解除（援助の終了）、再一時保護とアセスメント」と

して対応のポイントを整理していますが、保護者の態度や表面的な様子により養育力を判断し、家庭復帰の可否を決定するのではなく、家族構成員の心身状態、経済・社会活動の状況、ソーシャル・サポートなどについて情報収集し、家族機能をアセスメントする必要があります。

そのためには、要保護児童対策地域協議会も活用し、子どもが入所する施設、産後うつや精神疾患についての専門的知識を持つ医師、保健師等との連携を十分図り、関係機関の意見を参考にして組織的な判断を行うこと、施設退所後の支援方針を立てる中で関係機関がそれぞれの役割を共通認識し、モニタリングの期間を決めて継続支援を行う必要があります。また、支援終了の判断も慎重に行う必要があります。

## VI 課題と提言

### 1 地方公共団体への提言

#### 2) 虐待の早期発見とその後の対応

#### (3) 措置解除時の十分なアセスメントと措置解除後の関係機関の連携の確保

児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備

#### (内容)

今回も入所措置解除時に養育者、養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてのアセスメントが行われておらず、地域の関係機関との協議がなされずに家庭復帰した後、虐待が発生したものがみられた。入所措置解除の検討にあたっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」において、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助について詳細に定めており、これらに則った対応が必要であり、児童相談所の情報収集・アセスメント力、面接等援助技術の向上を図る必要がある。また、家庭復帰に向けた養育者の指導や復帰後の関係機関による支援体制を構築し、復帰後における子どもの安全が確保されたうえで入所措置解除を行うべきである。特に、措置解除後の支援においては、関係機関がどのような点に留意しながら支援を行うのか、互いの役割と支援方針を常に共有しておくことが必要である。



シンポジウムⅡ  
わが国で始まったCDR 試行  
—期待できる成果と実現へのハードル—

## 医療機関での実施方法 と試行結果

済生会前橋病院小児科\*  
溝口史剛

### CDRの3つの方式

- 完全な後方視的調査  
調査開始以前に発生した死亡についての調査
- 調査としては前方視だがデータ取得は後方視的  
調査開始以後に発生した死亡に関して、発生後に調査
- ほぼ完全な前方視的調査  
死亡発生時点で必要な情報を調査

### 群馬県の医療・福祉・司法管轄区

人口200万人

- 医療: 4つの小児医療圏
- 福祉: 3児相+1支所
- 司法: 15警察署  
前橋地検(10区)

児童虐待通告相談件数(H22年度)

- 児童相談所 611件  
(うち医療機関32件)
- 市町村(H22年度) 488件  
(うち医療機関4件)

### 群馬県の小児死亡の実数

平成23年(2011)人口動態統計

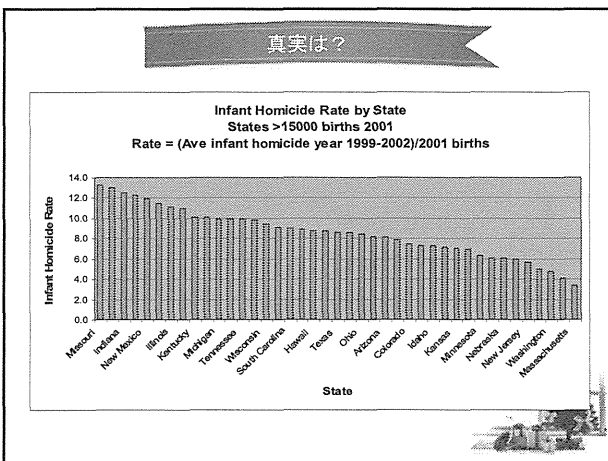
都道府県	出生数		乳児死亡数			新生児死亡数	
	総数	男	女	総数	男		女
全国	1 050 806	538 271	512 535	2 463	1 269	1 194	1 147
群馬	15 637	7 994	7 643	33	14	19	21

死亡総数	年齢別死亡数		
	0-4歳	5-9歳	10-14歳
全国	1253066	3822	749
群馬県	20930	728	1740
		15-19歳	6839

群馬県の18歳死亡は?  
Nobody Knows!

When Children Die,  
We Need to Know Why



### 群馬県は真実を明らかにする責務がある!

H18.9.17 読売新聞

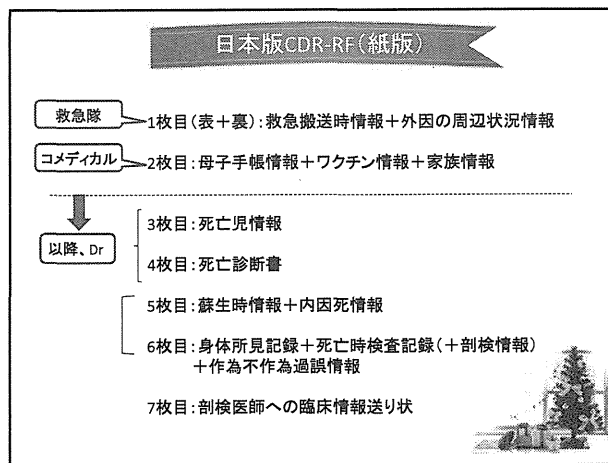
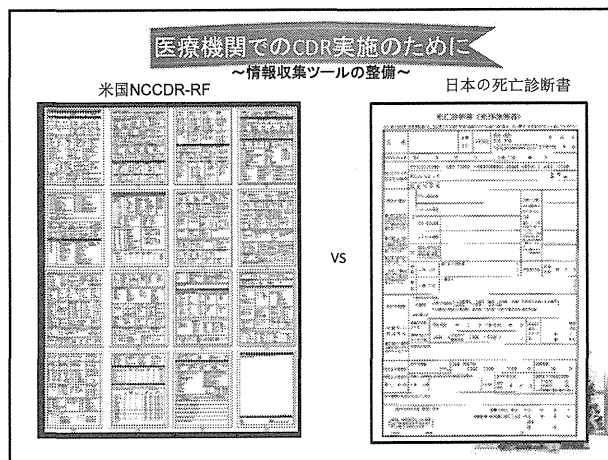
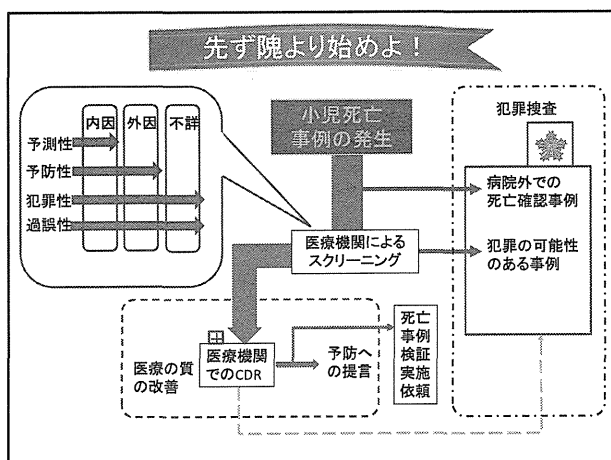
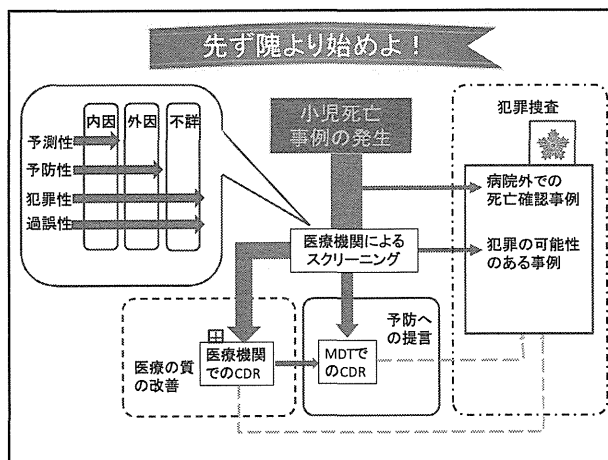
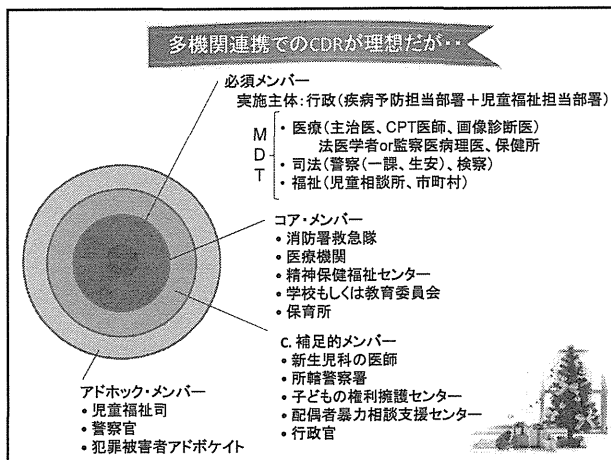
児童虐待死の都道府県別件数(1994~2004年)

都道府県	件数	人口100万人当たり0.01の出生率
1 大阪府	294	2.94
2 埼玉県	271	2.71
3 愛知県	214	2.14
4 神奈川県	180	1.80
5 東京都	141	1.41
6 千葉県	130	1.30
7 茨城県	125	1.25
8 群馬県	124	1.24
9 新潟県	118	1.18
10 栃木県	117	1.17

大都市圏で多発  
高知・徳島・沖縄ゼロ

児童虐待死に地域差 東工大調査

「虐待死の地域差」を明らかにする責務がある!



### もう一つ考えていること

～ CPTの活用 ～

#### 機器提供フローチャート

1. 機器提供の依頼  
2. 機器提供の承認  
3. 機器提供の準備  
4. 機器提供の実施  
5. 機器提供の完了

死亡事例の登録・検証のスキルは、CPTの行うべき活動との類似性が多い。  
⇒CPTが主治医をサポートすることが望ましい。

横断的に活動する“コーディネート医師”も必要。

generalize specialize

### 事例発生時のフロー

1. 現場での対応  
2. 死亡事例の登録  
3. 死亡事例の検証  
4. 死亡事例の報告  
5. 死亡事例の調査  
6. 死亡事例の分析  
7. 死亡事例の対策

現場の医療スタッフには、紙版のRFを  
死亡登録医療コーディネーターには、アプリ版のRFを  
組織的に行えない地域の医師も、アプリ版のRFを

### 実施要綱 (たがしコンセンサスはこれから)

#### 地域小児死亡登録・検証委員会による小児死亡事例検討の実施要綱

目的: 年4回の日本小児科学会地方会の開催に合わせ実施する。  
対象年齢: 管轄区内で発生したすべての18歳未満の死亡症例。並列に当該症候群で今後の小児死亡を予防していく上で、単純に驚愕と判断され、検討が望まないとされた死亡に属する偶発事例

対象事例: ①: 前年度地方会の4ヶ月前から、地方会開催1ヶ月前までの期間に死亡した対象事例  
②: ①以前の期間に死亡した事例であっても、継続して検討を行うことが望ましいとされた事例  
③: ①以降の期間に死亡した事例であっても、遅やかに検討を行うことが望ましいと判断される事例

地域小児死亡登録・検証委員会構成メンバー:  
小児科学会地方会理事長  
小児科学会地方会理事長から選任者若干名(理事会と互選)  
管轄区内の三次医療機関小児科責任者  
死亡登録医コンディネーター  
その他、小児科学会地方会員から選任者若干名(理事会から推薦以上のメンバーを常任委員とし、登録から委員・副委員長を互選(任期は2年、再任はOK))  
上記に加え、死亡事例の医療機関の代表者、小児科部長、MSW  
死亡事例の死亡届様について専門性の高い小児科学会地方会会員やMSWなどを調査委員として招集  
\* 予防施策を立案するうえで極めて重要な事例などについては、あらかじめ行政機関の担当者に対し、参加を要請する。(その際には、守秘義務に対する事前事項について、記名捺印してもらう)

### 小児死亡登録検証連携モデル図

・日本小児科学会等  
・各地区地方会単位  
・登録・レビュー参加  
・登録・レビュー報告  
・地域医療施策に反映  
・指針提示  
・教育提供  
・年次報告  
・HPでの情報公開  
・研究利用のためのsource提供  
・研修会

### 予防のためのアプローチ

Why Children Die?  
CEMACH report of a pilot study 2005

- 26% の事例は予防可能な要素あり
- 43% の事例は予防可能たりうる要素あり

Define the Problem → Identify Risk & Protective Factors → Develop & Test Prevention Strategies → Assure Widespread Adoption

Can't Know の判断を下す。その要因を探索。

### SIDS? SUID? Homicide?

#### Explained

- Accidental suffocation
- Poisoning
- Head injury
- Metabolic disorder
- Neglect or homicide
- Hypo or hyperthermia

#### Unexplained

- SIDS
- Cause unknown or unspecified
- SIDS, but cannot rule out suffocation from unsafe sleep environment

